

災 害 の 概 要

平成28年発生災害による公共土木施設災害復旧事業費は各省（国土交通・農林水産）事業費総額で、4,878億円となった。これは公共土木施設災害復旧事業全体の過去5ヶ年（23災～27災）平均7,543億円に対して約64.7%にあたる。また所管別にみると、国土交通省4,735億円（全体の97.1%）、農林水産省143億円（同2.9%）である。また国土交通省所管分の内訳は、直轄事業が293箇所で1,427億円（30.1%）、補助事業が14,584箇所3,308億円（69.9%）であり、国土交通省所管事業の過去5ヶ年平均5,937億円に対して約79.8%にあたる災害が発生した。

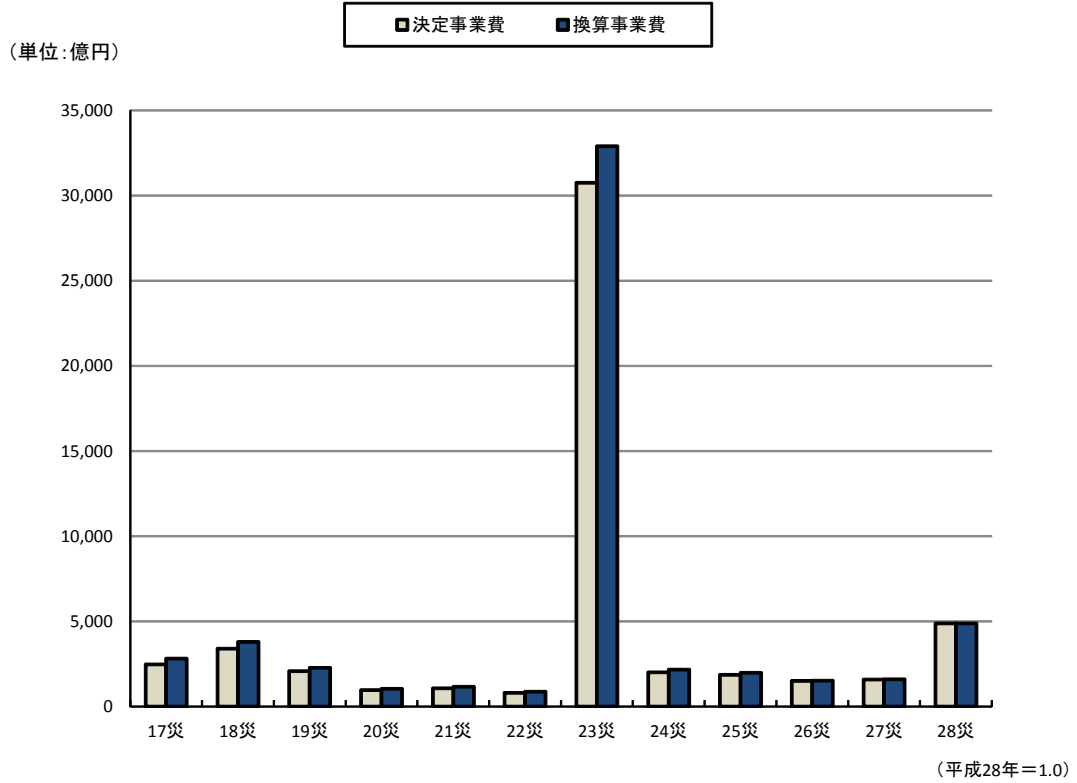
主な災害としては、「平成28年熊本地震による災害」、「平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第7号、第9号、第10号及び第11号）による災害」などが挙げられる。

公共土木施設災害復旧事業に係る激甚災害としては「激甚災害指定基準（本激）」に該当する激甚災害として、「平成28年熊本地震による災害」が平成28年4月26日付政令第207号をもって指定され、「平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第7号、第9号、第10号及び第11号）による災害」が平成28年9月23日付政令第309号をもって指定された。

また、「局地激甚災害指定基準（局激）」に該当する災害として、「平成28年6月6日から7月15日までの間の豪雨による災害」が平成28年8月18日付政令第282号をもって指定され、「平成28年9月17日から同月21日までの間の暴風雨及び豪雨（台風第16号）による災害」が平成28年10月26日付政令第336号をもって指定されるとともに、「平成28年10月21日の地震による災害」が平成29年6月7日付政令第154号をもって指定された。

また、国土交通省関係に係る特定地方公共団体としては、熊本県及び熊本市外62市町村が告示された。

最近の公共土木施設災害復旧事業費の推移



	17 災	18 災	19 災	20 災	21 災	22 災	23 災	24 災	25 災	26 災	27 災	28 災
決定事業	2,472	3,391	2,070	968	1,067	803	30,750	2,009	1,865	1,502	1,588	4,878
換算事業	2,818	3,798	2,277	1,036	1,163	875	32,903	2,170	1,977	1,517	1,604	4,878

(注) デフレーター（国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室算出）は、土木総合工事費指数（平成 23 年度＝100）の年度の指数をそのまま暦年とし、換算値は平成 28 年度を 1.00 として換算した。また、使用した指数のうち平成 27～28 年度は暫定値である。